業務委託等に係る一般競争入札（条件付）実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、岡山県が発注する業務委託等において、一般競争入札（条件付）（以下「入札」という。）の実施に関し、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「政令」という。）及び岡山県財務規則（昭和６１年岡山県規則第８号。以下「財務規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（対象業務）

第２条　この要領の対象となる業務委託等（以下「対象業務」という。）は、予定価格（消費税及び地方消費税の額を含む。）が２００万円を超える業務とする。ただし、次に掲げる業務を除く。

（１）測量及び建設コンサルタント業務等

（２）地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）が適用されるもの

（入札参加資格要件）

第３条　入札参加資格要件は、政令第１６７条の４第１項に定めるもののほか、対象業務ごとに次に掲げる事項のうち必要なものについて定める。

（１）岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成１９年岡山県告示第３３２号）その他県が定めた入札参加資格審査要領等に基づく、現に有効な入札参加資格を有すること

（２）対象業務に対応する業種における業者の格付け

（３）契約の相手方となる事業所の所在地

（４）その他必要と認める事項

２　次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加できない。

（１）前項第１号の入札参加資格について、岡山県から入札参加停止又は入札参加除外の措置を受けている者

（２）岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和６３年２月１日施行）に基づく指名除外を受けている者

（３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。

（入札・契約事務審査会の設置）

第４条　前条に定める入札参加資格要件等について審議するため、入札執行機関ごとに

入札・契約事務審査会（以下「入札審査会」という。）を設置する。
２　入札審査会の所掌事務等は、別に定める。

（入札参加資格要件の決定）
第５条　知事又はその委任を受けて契約の締結について権限を有する者（以下「契約担当者」という。）は、対象業務ごとに入札審査会に諮り、第３条に定める入札参加資格要件を決定する。
２　契約担当者は、対象業務ごとに入札の公告をする前日までに、入札審査会に諮ることとする。

（入札の公告）
第６条　入札の公告は、入札期日の前日から起算して１０日前までに政令第１６７条の６及び財務規則の規定により、岡山県のホームページに掲載するとともに、事業実施事務所の必要に応じて掲示場等に掲示して行うものとする。ただし、急を要する場合にあっては５日以内に限り短縮することができる。

（委託業務仕様書の閲覧等）
第７条　契約担当者は、公告に定める期間中、委託業務仕様書を閲覧に供し、希望する者に対して交付するものとする。
２　委託業務仕様書に関する質問は、仕様書に対する質問・回答書（様式第１号）により受け付ける。
３　契約担当者は、前項の質問に対して、質問を受けた日の翌日から起算して５日以内の日又は入札期日の２日前の日のうちいずれか早い日までに回答するものとする。

（入札参加の申出手続）
第８条　入札に参加しようとする者は、一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書（様式第２号）及び関係書類（以下「申請書等」という。）を第６条の規定による公告（以下「公告」という。）で指定する期限までに、持参又は郵便等（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者又は同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便をいう。以下同じ。）により、契約担当者に提出しなければならない。
２　郵便等による提出は、配達の記録が確認できる方法（一般書留、簡易書留等）によるものとする。

（入札参加資格要件の審査）
第９条　契約担当者は、前条の規定により提出された申請書等に基づき、入札に参加しようとする者について、第３条第１項第１号、第２号、第３号、同条第２項第１号及び第２号に規定する事項を直ちに審査し、不適合と認められる場合にあっては、入札

期日の２日前までに入札参加資格要件不適合通知書（様式第３号）により申出者に通知する。

２　前項の通知を受けた者は当該入札に参加することができない。

３　第１項に規定する事項を除く入札参加資格要件の審査は、開札後に行う。ただし、第１項に規定する不適合通知の期限までにすべての入札参加資格要件について審査が行える場合にあってはこの限りではない。

４　前項の審査は、入札参加資格要件をすべて満たしている者１名を確認するまで最低価格入札者（最低制限価格を設定している場合は、当該最低制限価格を上回る最低価格入札者）から入札価格の低い順に行い、審査の結果、不適合と認められる場合には、入札条件不適合通知書（様式第４号）により当該入札参加者に通知する。

（無資格者への理由説明）

第 10 条　前条に規定する入札参加資格要件不適合通知書又は入札条件不適合通知書を受け取った者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して７日以内に、契約担当者に対して、その理由について説明を求めることができる。

２　前項の説明を求める場合においては、書面により行うものとする。

３　契約担当者は、前２項の規定により説明を求められたときは、書面により回答するものとする。この場合において、回答は、原則として説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して３日（県の休日を除く。）以内に行わなければならない。

（入札の執行）

第 11 条　入札は、入札書（様式第５号）を公告で指定した場所に持参させる方法によって行う。ただし、契約担当者が別の方法を入札公告において定めた場合はこの限りでない。

（落札者決定の保留等）

第 12 条　契約担当者は、開札の結果、予定価格以下の金額の入札が確認された場合でも、第９条第３項に定める審査が完了するまでは落札者決定を保留する。ただし、事前審査により開札前にすべての審査が完了している場合にあっては、直ちに落札者を決定することができる。

（入札結果の公表）

第 13 条　契約担当者は、落札者を決定したときは、別に定めるところにより、入札結果を公表するものとする。

附　則

この要領は、平成１９年６月５日から施行する。

この要領は、平成２７年４月１日から施行する。

この要領は、令和７年１月９日から施行する。

この要領は、令和７年４月１日から施行する。
この要領は、令和７年４月１５日から施行する。